平成２４年（フ）第１０号
福岡市城南区鳥飼４丁目４番30号
債務者　小山田裕司
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４号
福岡県朝倉市比良松105番地１県営住宅比良松団地３棟203号
債務者　田中　健次
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２号
福岡市博多区諸岡３丁目33番37号
債務者　上川　康考
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７号
福岡市早良区西新５丁目15番40―804号
債務者　大西　　悟
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４号
大分県日田市大字庄手501番地１　ハイツながせ105号
債務者　林　　安雄
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１号
大分県日田市丸の内町９番47号
債務者　髙瀬　律子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３号
北海道浦河郡浦河町堺町東５丁目480番地の18
債務者　宝寄山政春
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第４号
北海道浦河郡浦河町堺町東５丁目480番地の18
債務者　宝寄山雪子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第７号
北海道苫小牧市双葉町１丁目13番５号　ノエル1135―204号
債務者　谷本　澄枝（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２５１号
仙台市若林区霞目２丁目１番31―102号
債務者　小野　美穂
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５２号
仙台市若林区若林１丁目７番13―202号
債務者　笹木　里江
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮城県塩竈市泉沢町14番37号　シャーメゾン泉沢103号
債務者　工藤　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
千葉県鴨川市大里599番地１
債務者　大曽根朱里（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３３３号
長野県安曇野市豊科3997番地２、前住所長野県松本市村井町北１丁目８番３号　タウニイＭワン201
債務者　永田　秀子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１７７０号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目19番地12
債務者　山口　盛子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９７号
京都府向日市物集女町出口14番地の36　さがの荘103号
債務者　松田美知子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
京都府長岡京市長岡１丁目６番３号　コーポホーセン202
債務者　西村　尚夫
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係